

## 【商品名】 お財布のともだち「金運」カードローン（1 / 2）

平成29年4月1日現在

1. お取扱期間	❖平成30年3月30日（金）まで、お申込を受付いたします[期間限定商品]。
2. ご利用いただける方	❖以下の条件をすべて満たす個人の方に、ご利用いただけます。 ①当金庫の営業区域内に居住、または住所を有する事業所に勤務（又は営業）されている方。 ②満20歳以上、65歳未満の方。 ③安定した収入のある方、または配偶者等に安定した収入のある主婦（主夫）の方。 ④当金庫の所定の審査基準を満たした方。
3. お使いみち	❖健康で文化的な生活を営むために必要な資金であれば、お使いみちはご自由です。（但し、事業資金・旧債返済資金としてお使いになることはできません。）
4. ご融資極度額	❖50万円・100万円の2種類
5. ご利用期間	❖3年毎に再審査のうえ自動更新となります。 （再審査の結果によっては、更新できない場合もございます。） ❖なお、満70歳に達した以降の更新は行ないません。
6. ご融資利率	❖固定金利 年3.95%
7. ご返済方法	❖ご返済は定額返済となります。 ご融資極度額が50万円の場合、毎月5,000円以上 ご融資極度額が100万円の場合、毎月7,000円以上 （ご契約時に千円単位でご返済額をお決めいただきます。） ❖ご返済日は、毎月5日となります。 （返済指定口座より、自動的にご返済いただきます。） ❖毎月のご返済の他に、随時ご希望金額をご返済いただくことも可能です。 ただし、随時返済いただいた場合でも、毎月定額のご返済は別途必要です。
8. 保証会社	❖不要です（保証料のご負担もありません）。
9. 保証人	❖不要です。
10. 担保	❖不要です。
11. カード発行手数料	❖不要です。 （ただし、カード再発行時には所定の手数料をいただきます。）



## 【商品名】 お財布のともだち「金運」カードローン（2／2）

<p>12. 苦情処理措置 ・ 紛争解決措置</p>	<p>❖ 苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>❖ 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、</p> <p>①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）</p> <p>②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>13. お持ちいただく書類</p>	<p>❖ 本人確認資料</p> <p>・ 運転免許証、またはパスポート等顔写真付のもの （上記をお持ちでない方は、「健康保険証と住民票」、または「健康保険証と現住所記載の公共料金等の領収書（申込者ご本人宛のもの）」をお持ちください。）</p> <p>❖ 所得が確認できる書類</p> <p>・ ご本人の源泉徴収票、または所得証明書 （なお、「生計を一にするご家族」の所得合算が必要な方は、合算者の所得が確認できる書類もご提出いただきます。）</p> <p>❖ なお、上記以外の書類提出をお願いする場合があります。</p>
<p>14. その他</p>	<p>❖ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>❖ ご契約時には、所定の印紙税が別途必要となります。</p> <p>❖ ローンカードは、全国の信用金庫、都市銀行、銀行、信用組合、農協、労金、ゆうちょ銀行等、提携金融機関のATMでご利用いただけます。</p> <p>❖ 詳しくは、窓口までお気軽にお問い合わせください。</p>

